

子供の貧困対策に関する有識者会議（第2回） 議事要旨

日 時：平成28年12月9日（金）10:00～12:00

場 所：中央合同庁舎8号館8階特別中会議室

出席者：

【構成員（敬称略、50音順）】

木戸 寛捺、工藤 長彦、新保 幸男、末富 芳、菅田 賢治、鉄崎 智嘉子、
馬場 博文、宮本 みち子、武藤 素明、山野 則子、渡辺 由美子

【事務局】

西崎 文平 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）

中島 誠 内閣府大臣官房審議官

相川 哲也 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（子どもの貧困対策担当）

神山 修 文部科学省大臣官房審議官

小谷 和浩 文部科学省生涯学習政策局参事官（連携推進・地域政策担当）

吉本 明子 厚生労働省大臣官房審議官

林 勲 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援推進官

議 題

- 1．子供の貧困対策に関する大綱における重点分野について
 - (1)教育の支援
 - (2)保護者に対する就労の支援
- 2．ひとり親家庭の生活状況に関する調査について
- 3．その他

子供の貧困対策に関する大綱における重点分野について（教育の支援）

（事務局）

子供の貧困対策に関する大綱は、平成31年度を目途に見直しをすることになっているが、資料1は、その見直しを見据えて、重点分野である「教育の支援」に関係した指標の推移や、その改善に資する施策についてまとめたものである。

1ページ。25の指標のうち「教育の支援」に関係しているものを一覧にしている。直近値が赤字になっているものは、前回の有識者会議から更新されている数字である。

3ページ。スクールソーシャルワーカーは家庭環境の改善等に係る福祉的なサポートを行う専門家であり、貧困家庭の児童生徒などの個別のケースについて、福祉機関等との連携、家庭への働きかけ等を行っている。一方、スクールカウンセラーは児童生徒の心理的なサポートを行う専門家であり、個々の児童生徒へのカウンセリングや保護者への助言などを行っている。貧困等の家庭における課題を抱える児童生徒を学校において支援する体制を整備するには、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置を拡充していくことがまず必要だと考えている。

4ページ。大綱の指標にはスクールソーシャルワーカーの配置人数が盛り込まれているが、実績としては年々増加しており、平成27年度は1,399人配置されている。スクールソーシャルワーカーは平成31年度までに全ての中学校区に配置することを目標として掲げており、配置の拡充を進めている。平成27年度からは貧困対策のために就学援助率が高い地域に重点的に配置するための予算を計上しているのに加え、平成28年度からはスクールソーシャルワーカーの専門的資質向上のために、スーパーバイザーを配置する費用も計上している。

5ページ。大綱の指標には小学校、中学校のそれぞれについて、スクールカウンセラーの配置率が盛り込まれているが、実績としては年々増加しており、平成27年度では小学校では58.5%、中学校では88.4%に配置されている。スクールカウンセラーは平成31年度までに全公立小・中学校約2万7,500校に配置することを目標として掲げており、配置の拡充を進めている。平成27年度からは子供の貧困対策のために、就学援助率が高い地域に重点的に配置するための予算も計上しているところである。

6ページ。支援対象数や相談人数である。スクールソーシャルワーカーの配置拡充に伴い、支援の対象となった児童生徒数についても増加傾向にあり、平成27年度は約5万8,000人である。スクールカウンセラーへの平成27年度の相談人数は、延べ人数では約298万人となっており、そのうち家庭の問題に関しては約21万5,000人である。

7ページ。実際の導入の効果例である。スクールソーシャルワーカーの導入

により、堺市では配置後に1,000人当たりの不登校児童生徒数が減少している。高知県からは、配置の拡充によって支援件数の増加と問題解決・好転の割合が増加しているといった報告をいただいている。また、大阪府の場合、10年前と比べて支援件数や連携のケース会議数が増加しているといった効果を御報告いただいている。

8ページから奨学金の貸与割合等について御説明させていただく。

9ページ。大綱の指標には日本学生支援機構の有利子奨学金、無利子奨学金それぞれについて、貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与が認められた者の割合が盛り込まれており、大学等の奨学金事業を充実させて、それぞれの指標の改善に向けて取り組んでいるところである。

有利子奨学金の「予約採用」は大学等に進学する前に、在学している高校等を通して貸与を申し込む制度。「在学採用」は、逆に大学等に進学した後に、在学している学校の奨学金窓口を通して貸与を申し込む制度。無利子奨学金の「在学採用」はおおむね100%貸与を認めており、無利子奨学金の「予約採用」についても、貸与人員を毎年度増員してきたこともあり、その割合は年々上昇しているところである。

奨学金の貸与人員は、平成28年度予算では、有利子奨学金が約84万人、無利子奨学金が約48万人となっている。有利子奨学金は既に希望者全員への貸与を実現している中、平成25年度以降、希望者の減少に応じて貸与人員も年々減少しているのが実態である。一方、無利子奨学金の貸与人員は、平成25年度と比較して6万人近く増員してきたところである。今後とも「予約採用」、「在学採用」のいずれの採用方法においても、基準を満たす希望者全員への貸与を実現するべく無利子奨学金の拡充を図ってまいりたい。

10ページ。奨学金事業の最近の動向である。本年8月に閣議決定した未来への投資を実現する経済対策を踏まえ、住民税の非課税世帯の生徒については、無利子奨学金の成績基準である評定平均値3.5に満たなくても、学校から推薦された場合は貸与を受けられることとした。今年10月末から12月中旬まで高校等の学校を通じて追加募集を行っており、来年4月から貸与を開始する予定である。

また、これまで奨学金は卒業後の所得にかかわらず、一定の月額を返還することになっていたが、平成29年度の進学者からマイナンバー制度を活用して、毎年の所得に応じて返還月額を変化させる所得連動返還型の奨学金制度を新たに導入すべく、システムの整備を進めているところである。

11ページ。給付型奨学金の検討状況である。義家副大臣を座長として、有識者も参画する検討チームを省内に設置し、制度の創設に向けて検討を進めてきた。先日、与党のプロジェクトチームから総理に対して、給付型奨学金に關す

る申し入れもなされた。こうした状況も踏まえ、省内検討チームでの検討とあわせて、年末の予算編成に向けて議論を詰めていきたいと考えている。

12ページから、子供の高校等の進学率及び中退率である。

13ページ。左側のグラフが高校等進学率の推移である。指標としては、生活保護世帯、児童養護施設、ひとり親家庭の子供別に大綱に掲載されている。全世帯の数値と比較して差はあるものの、大きな隔たりというほどではなく、全ての分類について上昇傾向にある。特に、生活保護世帯の子供については、調査を開始してからの5年間で5ポイント改善している。右側のグラフは、高校中退率の推移である。指標としては、生活保護世帯の子供のみが大綱に掲載されている。中退率は下降傾向にはあるものの、依然として全世帯の3倍ほどの数値となっている。高校進学率の改善に資する施策としては、授業料を含めた教育費負担の軽減、困難な状況に置かれている子供への学習支援といったものが考えられるが、まずは前者について紹介する。

14ページ。全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給しており、公立高校に通う対象生徒には年額11万8,800円までを支給している。また、私立高校等に通う生徒については、所得に応じて加算して支給しており、来年度も着実に実施できるよう概算要求をしている。

15ページ。低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するために、高校生等奨学給付金を支給しており、例えば、全日制等の公立高校に通う非課税世帯の第2子だと、年額12万9,700円を支給している。来年度については、全日制の高校に通う非課税世帯の方の給付額の増額や給付要件の見直しによる充実に向け、概算要求をしている。

16ページ。都道府県で行っている私立高校の授業料減免事業のうち、家計急変世帯への支援を実施しており、来年度もこうした措置が確保できるように概算要求をしている。

17ページ。国の補助を伴う学習支援事業が複数あり、この一覧表は、それぞれの違いがわかるように整理したものである。一番左、地域未来塾は経済的な理由に限らず学習が遅れがちな中学生・高校生の学習を地域住民が支援するというものである。真ん中の生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援事業、子ども生活・学習支援事業は、それぞれ生活困窮世帯、ひとり親家庭の子供を対象としており、居場所の提供も兼ねて学習や生活習慣の習得支援を行うというものである。前者は平成27年度より施行されている生活困窮者自立支援法に基づくもの、後者は平成28年度から始まった予算事業である。一番右の児童養護施設で暮らす子供への学習支援は、児童養護施設等の入所児童への学習支援や学習塾の月謝等の負担軽減を行っているものである。それぞれの事業の詳細

について、これより説明する。

18ページ。地域未来塾については、経済的な理由や家庭の事情によって家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていなかったりする中学生・高校生等を対象にしており、教員を志望する大学生や教員OB等の地域住民の協力あるいはICT機器を活用しながら、自習形式を基本とする学習支援を実施している。今年度は2,587カ所を実施しており、来年度についても、平成31年度までに全中学校区の約半分に当たる5,000の中学校区で実施するという目標に向かって引き続き充実を図っていくための概算要求をしている。

19ページ。生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援事業は、貧困の連鎖を防止するために生活保護受給世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象に、学習支援事業を実施するものである。学習教室における集合形式あるいはマンツーマン形式による学習支援や訪問による学習支援を行い、また、日常生活習慣の形成、社会性の育成のため居場所の提供を行っている。単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活支援、親への養育支援などを通じて、将来の子供の自立に向けたきめ細やかで包括的な支援を行うものである。なお、そうした具体的な支援の対象、方法については、地域の実情に合わせて自治体ごとに定めることができるようにしている。「すくすくサポート・プロジェクト」では、本事業KPIを、平成31年度までに実人数で年間3万人に学習支援を提供すると設定しており、平成27年度の実績としては2万421人に提供を行ったところである。なお、本年度においては、高校中退防止の取組の強化として、中退ではなく転校・転入ができるような支援、定時制高校の選択肢を情報提供するなどといった支援について、定期的な面談を通じてきめ細やかな取組を行っている。

20ページ。子どもの生活・学習支援事業は、ひとり親家庭の子供は精神面・経済面で不安定な状況に置かれていたり、日頃から親と過ごす時間が限られているため家庭内でのしつけや教育が行き届きにくいという現状があり、そうしたひとり親家庭の子供が抱える特有の課題に対応し、生活向上を図ることが求められていることから、今年度より実施しているものである。具体的には、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子供に対して悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援、食事の提供等を行うといったひとり親家庭の子供の生活向上を図る自治体の取組を支援している。「すくすくサポート・プロジェクト」では本事業KPIを可能な限り早期にひとり親家庭の子供の生活・学習支援を年間延べ50万人分提供するとしている。

21ページ。児童養護施設等で暮らす子供への学習支援は、養育環境等により十分な学習機会が確保されてこなかった児童養護施設の入所児童に対して、標準的な学力を備えさせ、退所後の自立支援を図るために学習支援や学習塾の月

謝等の負担軽減を行っているものである。学業に遅れがある小学生の入所児童に対しては、大学生等が施設を訪問し学習指導を行うという支援、発達障害があるなど特別な配慮を必要とする中高生の入所児童に対しては、マンツーマンの学習支援を行っている。また、高校生の入所児童については、学習塾等を利用した場合にかかる月謝費用に対する支援も行っている。

22ページからは、子供の大学等の進学率を説明する資料である。

23ページ。指標としては、高校進学率と同様に生活保護世帯、児童養護施設、ひとり親家庭の子供別に大綱に掲載されている。左側のグラフが指標の推移だが、全世帯の数値と比べて歴然とした差がある。また、高校進学率と異なり、目立った改善は見られず、ほぼ横ばいの動きとなっている。右側のグラフについては、大学等進学率の学校種別の内訳を示したものであり、全世帯と比べると、生活保護世帯等では大学よりも専修学校に進学する割合が高くなっている。24ページは、参考までに大学と専修学校を分けて推移をお示ししている。

25ページより大学等進学率の改善に資する施策を掲載しているが、先ほど御説明した学習支援については、基本的には高校生も対象となっているものだが、重複するため再掲はしていない。

25ページ、26ページについて、詳細は割愛させていただくが、無利子奨学金の貸与人員の増員や、所得連動返還型奨学金制度の確実な実施等の充実を図ってまいりたいと考えている。

27ページ。国立大学の授業料減免については、今年度の免除対象人数が約5.9万人であったところ、来年度については約6.1万人分を概算要求している。

28ページ。私立大学の授業料減免については、今年度の免除対象人数が約4.8万人であったところ、来年度については約6万人分を概算要求している。また、私立大学への授業料減免は、私学助成の中で対応しているところだが、低所得者層に対する授業料減免については、所要経費の補助率のかさ上げを行うための概算要求もしている。

29ページ。高校卒業者の約2割が専門学校に進学しているが、専門学校生の効果的な経済的支援の実証研究を昨年度から実施しており、経済的支援の対象人数は2,000人となっている。来年度も引き続いて、この事業を行うための概算要求をしている。

30ページ。社会的養護自立支援事業は平成29年度からの新規事業になる。平成28年通常国会において成立した改正児童福祉法において、自立援助ホームの対象者に22歳になった年度末までの間における大学等就学中の者が追加されたことにあわせて、里親への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者について、18歳到達後も原則22歳の年度末まで引き続き必要な支援を受けることができることとする。実施機関に支援コーディネーターを配置し、本

人・里親等施設の意見を聞きながら作成する継続支援計画に沿って自立支援を行う。具体的には、特に支援の必要性が高い等の理由から、対象者が居住する場所として措置されていた里親の家や養護施設等に一定枠を確保した場合に、居住費用を補助する。また、就職の有無など児童の状況に応じて生活にかかる費用も補助する。

実施機関に相談支援担当職員、就労支援担当職員を配置して相談に応じ、児童の就職等で一般の住居などを確保する際に、損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結するその保険料を補助するとともに、身元保証を行うなどの支援の取組を行うこととしている。

31ページからは、ひとり親家庭の子供の保育所・幼稚園の就園率である。

32ページ。左側のグラフが指標の推移だが、ひとり親家庭については基本的に、保育所等を利用しなければフルタイムで働くことが困難なため、就園率が全世帯より高くなっているが、共働き世帯がふえているためか、その差は縮小傾向にある。就園率に関する指標については、幼児期から質の高い教育を提供するとともに、保護者が安心して働くことができる環境であるかを図る指標として考えられるところだが、今後、保育の受け皿を増やしていくことや保育料の負担軽減によって、必要とする方がしっかりと活用できることが課題となっている。

33ページ。保育の受け皿の拡大に関しては、平成25年4月に待機児童解消加速化プランを策定し、平成25～29年度末までの5年間で新たに50万人分の保育の受け皿を確保して待機児童解消を図ることとしている。

各自治体の取組により、平成25～27年度の3カ年で合計31.4万人分の保育の受け皿拡大を達成しており、平成29年度までの5年間で合計48.3万人分の保育の受け皿拡大を見込んでいる。さらに、平成28年度から実施している企業主導型保育事業により、約5万人分の保育の受け皿拡大を進めている。

34ページ。幼児教育の無償化について、今年度は多子世帯の保護者負担の軽減として、年収約360万円未満相当の世帯について、第1子の年齢にかかわらず第2子の保育料半額、第3子以降の保育料無償化を実施するとともに、ひとり親世帯等の保護者負担の軽減として、市町村民税非課税世帯の保育料を無償化、年収約360万円未満相当の世帯の第1子の保育料半額、第2子以降の保育料無償化を実施した。幼児教育の無償化に向けた取組を環境整備と財源確保を図りながら段階的に進めていきたいと考えている。

35ページより、大綱の指標のうち、学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合についてである。

36ページ。就学援助は、義務教育段階において、経済的理由によって就学困難な生徒の保護者に対する支援を行うものであり、市町村が実施している。支

援の対象は、生活保護法第6条第2項に規定している要保護者と要保護者に準ずる程度に困窮していると市町村が認める準要保護者である。要保護者への支援については、2分の1の国庫補助をしており、支援の品目には学用品や修学旅行費などがある。一方、準要保護者への支援については、三位一体改革により平成17年度より税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で実施している。

37ページ。大綱の指標には、毎年度の進級時・入学時それぞれについて、学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合が盛り込まれており、実績は、平成25年度に比べて平成26年度の方が高くなっている。それぞれの指標の改善に向けて、昨年度に就学援助ポータルサイトを開設し、市町村別の就学援助の状況や準要保護者の認定基準等の調査結果を公表しており、さらに、通知等により就学援助の適切な運用、きめ細かな広報等の取組を促している。

就学援助の対象人数は、平成25年度は約151万人、就学援助率は約15%となっている。就学援助対象人数は2年連続で減少しているほか、就学援助率についても平成7年度の調査開始以降初めて減少しているところである。

(山野構成員)

1点目、スクールソーシャルワーカー等の数を増やしていくということはあるが、つながる仕組みを一緒に作っていかないといけない。私の配付資料の2ページ目を見ていただきたいが、左と右比べると、右側がつながっていない、いろいろな学習支援であるとか居場所というものも、実はスクールソーシャルワーカーが知らないとか学校の先生も知らないなどというのが実態としてある。せっかく地域でのボランティアな取組や、学校の中でも子ども支援の取組みもあるコミュニティースクールなどいろいろな動きがあるのだが、そこがリンクするような仕組みになっていない。

左側が、それに対して地域とつながる連絡会から、貧困やいろいろな課題がピックアップされるスクリーニング会議につなぐこともできる仕組みにし、校内でもしっかり検討するスクリーニング会議など早期に発見されて対応につながっていくようなものを作っていく、このような提示がないと、NPOやスクールソーシャルワークなど実践現場の支援を数だけどんどんふやしてもそれぞれがバラバラでつながらず全然うまくいかない実態を示している図である。こういったモデルを一定国で示し、仕組みを作成したのか、つながりができていっているのかというようなことを測る評価も要るのではないか。

2点目。配布資料の3ページ目に、イギリスの貧困マップを入れさせていただいた。実は、学校をプラットフォームとした支援は、イギリスでいうとExtended serviceというが、2010年の段階でイギリスではほぼ100%達成してい

て、学校の中にいろいろなメニュー、学校を教育面で支援するTAであるとか、図書館司書などが貧困の地域ほど重点加配されており、そこに母親の就労支援や、こども食堂みたいな朝食サービスも入っている。

政府として、こういった貧困指標や貧困マップを作成し、どこに重点的に加配しないといけないのか、何を目標にするのかということを示さないといけないのではないかと、真っ赤な地域ほど対策がたくさん打たれるような仕組みが要るのではないかと思う。

イギリスの場合何を評価しているかということ、私が過去行った調査では、このマップをみんなが持っているということ。保育園の先生も、学校の先生も、先ほど私がつなぐ必要があると言った支援者たちが、それぞれに同じマップを持って、同じ目標を持って動いている、この大きな目標を国が示していることによる大きな成果が出ているのではないかと思う。評価指標では例えば、アウトリーチでどんどん出向いて行って、だれとも接していない、つながっていない家庭がゼロになるということも指標とされていた。

(内閣府)

施策について、より充実させていかないといけない点もあるが、メニューとしてはかなり出そろってきたのではないかと思う。これをいかに統合してやっていくかということがすごく大切であり、基本的には市町村レベルでつないでいただくということだと思う。

その前提として、自らの地域の実情をしっかりと把握していただくことが必要であり、昨年度の補正、今年度の補正で、子供の貧困対策の交付金を用意させていただいている。市町村を中心に、ぜひお使いいただきたいが、ポイントは2つある。

1つ目は、市町村が自らの地域の実情を、調査するなどしてしっかりと把握していただきたい。そのために要する経費は4分の3が補助される。

2つ目に、そうしたことをやっていただいた上で、先ほど山野構成員から御指摘があったような学校をプラットフォームにするということを基本としつつも、福祉と教育をつなぐといった縦割りを統合していく、地域においてネットワークをつくっていくため、ケース会議をやる、スクリーニング会議をやる、連絡会等々をやっていくというようなシステムを地域において用意していただくことについても、交付金を使っていただくことができる。

今後、交付金等を積極的に活用していただいて、実態の把握、教育と福祉をつなぐ等、それぞれの関係者の方々が常日ごろ顔を合わせて情報交換、意見交換ができて、チーム等をつくって対応していけるような体制整備を市町村にお願いしたいということで、そういう試みもさせていただいているということ

御紹介させていただければと思う。

（山野構成員）

自分のところで調査して考えていくというのは当然なのだが、何に向かっていくのかというのは国がある程度示していかないといけない。指標と比較してここが低いから取り組んでいくのだという方向性の明示であるとか、先ほど話題に出た連絡会等について、仕組みがどれだけできたのかということも指標に入れていただくと、市町村も目指すところが見えるのではないかと思う。

（武藤構成員）

関連して、5ページのスクールカウンセラーの配置で、こういう表を見ると着実に配置しているのだなというのが一目瞭然だと思うが、7ページのスクールソーシャルワーカーを導入した効果について堺市と高知県と大阪府の事例しか出ていない。例えば、堺市で不登校児童が減ったということだが、ほかのところは一体どうなのだろうという部分がわからない。指標をちゃんとつくって、それぞれのところがどうなのか、専門職を学校に入れた結果として専門職が機能しているのかということをチェックしていかないといけない。そういう点では地域間の格差があったり、せっかく配置したものが有効に成果を出していなかったり、活用されていなかったりという部分が出てくると思うので、全部の市や県で、事例としてあげた自治体と同様の成果があがっているのかどうかということを出さないと効果はわからないのではないかと思う。

（末富構成員）

多様な支援が行われているということで、それが学校段階をまたいで小・中・高校生、児童養護施設の入所者やひとり親のようにより手厚い支援が受けられるようになっている地域があるということはわかったが、心配なのは大学等の進学率が上昇していないということである。対策としてだんだん手厚くなってきてから年数が浅いということもあるのだと思うが、個人的に課題だと思っていることとして、高等学校段階での進路支援、児童養護施設と高校の進路指導とがミスマッチになっているという話を現場の教員の方から聞いたことがある。

具体的に言うと、今までの児童養護施設というのは18歳で退所しなければならないので、とにかく社会的自立、すなわち就職ということを中心に推薦されてきた歴史がある中で、急に支援が手厚くなったからといって指導体制はなかなか変わらないということである。一方で、学校は今、高校のスクールソーシャルワーカーも40県で配置されていて、スクールソーシャルワーカーの支援などで、大学に行く能力があって、行ける手段があるという指導を高校の教員が

するのだけれども、そのミスマッチの間で子供が揺れ動いて、児童養護施設の指導員のほうが日常的に接しているのも、そちらの方たちのおっしゃることを聞く。高校段階の支援体制については、かなりプラットフォーム化の余地があると思う。

チーム学校も現在の義務教育中心に進められてはいるが、高等学校における支援体制というものについても、ひとり親である場合や児童養護施設に所属している場合も含めて、きちんとモデルを整理して発信していくことこそが、将来につながる進路をより開いていくことにつながるのだろうと考えている。

(文部科学省)

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについては、義務教育学校段階を優先して整備している。高等学校については、補習等のための指導員等派遣事業ということで、退職教員や社会人あるいは教員志望の大学生について、学習サポーターや進路選択への支援やキャリア教育支援ができるような進路アドバイザーとなっただけのような方の体制を整備するという事で、平成29年度の概算要求では5.4億円、1,300人の補助事業を要求させていただいている。こういった形で義務教育学校だけではなくて、高等学校段階に対してもきちんとした支援体制が整備できるように努めてまいりたい。

(木戸構成員)

私は、給付型と貸与型どちらとも高校段階での予約型奨学金だったが、給付型奨学金はかなり要件が厳しくて、成績の評定平均だけではなく、推薦書を書いていただく必要があり、それに加えて、その他の生活のことも考慮されるという形だった。奨学金をそもそも受けようという家庭の子供たちというのは、優秀な成績をおさめるまでの投資ができていない、例えば、普段生活のためのアルバイトをされていて学習のために時間が割けないということが多くあると思う。

給付型も貸与型も要件に例えば成績だけを入れてしまうと、そこに至るまでの過程というのが無視されてしまうのではないかと、その奨学金を得ようとしている学生が、そこに到達できないということがあるのではないかと。

(鉄崎構成員)

奨学金の給付範囲を広げてもらって、たくさんの方が受けられるような状態になったという数字が出てきているが、この奨学金を受けてこれだけの借金、重荷を背負って社会に出た後の対応についての問題がある。学校に行くのに教育費も高く、その他の経費も高くなっており、低所得者が大学を出るとすれば

全て借金で出なくてははいけない。それを社会へ出てから返していくときに、どれだけの負荷がかかるかということを考えていただけたらと思う。

例えば、返還方法はいろいろあるけれども、やはり全額返すとなればとても大変なので、何年間か返せばあとは免除になるとか、社会へ出て人並みに生活していけるような状態をつくることまで考えていただけたらと思う。

(文部科学省)

給付型奨学金については、国としてはまだできていない状況で、これから創設するというところで平成29年度の予算案において成立させるべく検討を進めているところである。与党等の提言も踏まえてしっかり制度設計していきたいと思う。

大学を卒業した後返還をしていくという観点から申し上げると、資料の10ページの下に図をつけさせていただいたが、今度マイナンバー制度の導入に伴い、社会に出た後の所得に応じた額を返還する新たな所得連動返還型の奨学金制度を、平成29年度の進学者から速やかに導入する。これまでも年収にかかわらず、一定年収を超えるまで返還を猶予する制度はあるが、それを超えた後については、年収にかかわらず返還月額が一定。新制度では所得に応じて無理のない形で返還していただけるような仕組みとするべく今準備を進めているところである。

(渡辺構成員)

本当にいろいろな制度が整ってきて、給付型奨学金に関してもいよいよ実行されるということで、それ自体は非常に喜ばしく思っているが、現場を見ている限りでは、やはり額も少ないし、対象も物足りないとも思う。例えば、そもそも教育に関するものだと就学援助なども額が少ない、制服が買えないということがある。教育予算が少な過ぎるところに非常に大きな問題があるので、OECDの中でGDP比だと最下位の教育費予算をどうしていくのか、その財源をどうとっていくのかということをしっかり考えていかなければいけない時期だと思う。

例えば、先日、仕事で宮城県の雄勝町に行ってきたが、町民の方から伺ったのは、ここに9.5mの防潮堤を建てて、それに145億円かかると。町民はみんな要らないと思っているのだけれども、いろいろ反対運動もしたけれども145億円の防潮堤が建つんだよねといったときに、その145億円を給付型奨学金とか子供の予算に回せないのかなというのは単純に国民としては思う。

また、中国では非常に教育に力を入れていて、教育付加価値税ということで消費税に教育に使うという目的税を3%乗せている。教育関係者に聞いても中

国はものすごく教育に熱を入れていて、このことによる差がこれから非常についていくのではないかと思う。

財源については、今あるものをどうするとか、文科省と厚労省の中でやりくりするというのではなく、もっと大きな視点で考えていただければいいかなと思う。例えば、復興のために復興特別所得税ということで2.1%を上乗せされているが、本当は子供の貧困に関しても、そういう危機感を持ってお金を出していかなければいけないところではないかと思う。

もう一つ例を出すと、例えば、島根県の海士町は非常に過疎化が進んで子供も大変だということで、お金がないので最終的には議員の方が40%議員報酬をカットし、職員の方も20~40%ぐらいカットし、それで公営塾を建てたり、子供が生まれたときに100万円お金を出すということをやっているのだが、そういう風になる前に早目早目に対処することでできることはあると思うので、財源については広く考えていただいて、本当はこの場に財務省や国交省、経産省、総務省と皆さん来ていただいて、どこから出すかというのを考えていただきたいなということをする次第である。

(新保構成員)

木戸構成員の意見に賛成である。昨日、ある法人が従前から行っている大学進学への奨学金事業にかかわる給付対象者を選ぶということで、高校3年生の学生さんたちと会う機会があった。お一人お一人と面接をさせていただく中で、小さなころに被虐待の状態にあった学生さん、そして、小さなころ食べることができなかったという学生さん、お父さんがお母さんを殴りつけている場面を継続して見たという経験を持っている学生さんがおられた。この学生さんたちは小学校、中学校、高校という時間の中で、ゆっくり学ぶことができないことがあったと思う。その中で、よくここまで頑張ったなと面接をしながらつくづく感じた。また、今の成績とは別に、これから伸びる学生さんがいるとことを面接させていただきながら強く感じた。今の成績はもしかしたらそれほど高くないのかもしれないけれども、これから伸びる可能性を持った学生さんにも給付型の奨学金が受けられるように、少し幅広に校長先生の判断ができるような仕組みを御用意いただけないかなとも思う。少し大変かもしれないけれども、例えば、児童養護施設、母子生活支援施設、母子寡婦団体などから推薦などの意見を出せないだろうかということが課題になると思うので、そういうことについてある程度考慮していただけるような仕組みを御用意いただけるとありがたい。

(工藤構成員)

特に大学の奨学金、入ってからでないともらえないということで、実はあしなが育英会の遺児家庭の人たちに聞いてみると、入る前から奨学金を頼りにしているという声がある。例えば、受験料や、地方の人だったら上京して泊まって受けなければいけないという支度金の需要がある。もちろん入学金なども、今は10月ぐらいから早く決めて早く払えという大学や専門学校も多いので、10月、11月ぐらいにかなりまとまったお金がないと受験もできない、スタート台に立てないという状況がある。民間の事例で、40万円の進学支度一時金というものをつくり、高校3年生を対象に募集したところ、4割以上、370人が申し込んできたという事例があったが、実際は40万円でも足りなくて、平均値をとると75万円になる。では、残り35万円はどうするのか。いろいろ借金して、何とか合わせて受験したと思うが、民間でできない部分は国が、半分ずつでもいいから、一緒にやってもらえたら助かる人が随分いるのかなと思う。そのかけ橋の部分をつくっていくというのが大事なのかなと思う。

また、全家庭を訪問して状況を知る、実態を知るということはとても大事だと思う。ただ、いまだにネックなのは、個人情報保護法とのせめぎ合いである。個人情報保護というものがあるから、学校の先生さえも実はそんなに踏み込めないんだという話も聞いている。

(馬場構成員)

貧困は見えづらいということで自治体も相当苦労している。首都圏の九都県市のほうで、こういった世代間の貧困の連鎖を真剣に食い止める対策を講じなければいけないということで、2月から検討会議を組織して、12月1日にも検討してきた要望として、一緒に広域的に連携しながら先進的な事例を考えつつ、各地域の実践の場で運用していきたいということを国に申し上げた。各自治体も真剣に考えているということをごここで言っておきたい。

相模原の場合も、生活困窮世帯の学習支援について、全国に先駆けて始めたほうかなと思っている。今、3区5会場で行っているが、対象は説明があったように生活保護だけではなくて、ひとり親家庭等にも拡大してやっている。資料の13ページにある子供の高校進学率の推移という表を見ると生活保護世帯と全世帯との差が若干あるという程度の印象だが、これを全日制だけに限定して比べるとかなり差があり、生活保護世帯については、相模原で学習支援を始めたころには50%を割っていて43%ほどだった。全日制に行きたいという子供の数も多いので、その学習支援を始めたところ、平成27年で60.6%まで上がったが、まだ全世帯と比較すると差が開いているので、依然として課題があると感じている。

学習支援の場に来る子供ではなく、学習支援の場に参加できない、例えばいろいろな課題を持っていてそういった場に来られない子供もいる。そうした中で、資料18ページにあるように、本市の教育委員会でも、子供たちの個々の能力や学習のスピードに応じて学習ができるということにおいて、ICT機器の導入はすごく有効だということで学習ソフト等の導入を進めてきており、市内の中学生一人一人が授業や放課後の学習等に活用できる環境整備を進めているところである。しかし、例えば、学習の遅れがちな子供が学校の授業が終わった後、家庭で学習できるかということ、パソコンやポータブルの機器が家になかなか利用できないということから、教育現場としても公平性という観点から、子供に勧めることが難しい現状がある。

われわれ福祉部門の方でそういった御家庭、あるいはそういった希望があるのに学習ができない子供のために、学校を補完するための居場所としての機能も含めた学習支援の場にICT機器を提供するというアイデアも今後必要ではないか、そういったことを広く国の政策だけではなくて、地方自治体もかみ砕きながら、地域事情も踏まえつつ、これから考えていかなければいけない。

(文部科学省)

国内総生産に占める教育機関に対する公財政教育支出の割合について、御指摘いただいたように、2012年のデータでは、高等教育段階OECD平均が1.2%であるのに対して、日本の場合は0.5%と半分以下ということであり、教育に対する支出そのものが少ないではないか、私費負担が大きいのではないかとといった御指摘があり、これを重く受け止めている。私どもも現在、中央教育審議会において、第3期教育振興基本計画について議論しているが、いただいたご意見も踏まえ議論してまいりたいと考えている。

それから、大学入学時の入学金については、現在、日本学生支援機構において入学時特別増額貸与奨学金による支援も行っており、厚生労働省においては就学のための貸付金なども用意されているところである。こういった制度もしっかり周知させていただいて、少しでも進学時のハードルを低くするというところに取り組んでいかなければいけないと考えている。

子供の貧困対策に関する大綱における重点分野について(保護者に対する就労の支援)

(事務局)

資料2は、大綱の見直しを見据えて、重点分野である「保護者に対する就労の支援」に係る指標の推移や、その改善に資する施策についてまとめたものである。

2ページ。ひとり親家庭の親の就業率については、母子家庭の母、父子家庭

の父とともに全世帯における15～64歳の就業率に比べて高い傾向にある（注4に記載）。推移としては3回の調査でおおむね横ばいとなっており、直近のデータでは母子家庭の母の就業率は80.6%、父子家庭の父の就業率は91.3%となっている。注3に、正規雇用の割合が書かれているが、母子家庭の母は約4割、父子家庭の父は7割強の正規雇用率という状況である。

3ページ。「母子家庭等就業・自立支援事業」は、ひとり親家庭の親に対して就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等まで一貫した就業支援サービスや養育費相談など、生活支援サービスを提供する事業である。都道府県・指定都市・中核市には、母子家庭等就業・自立支援センターを設置できるとしている。本事業にはさまざまなメニューがあるが、例えば、就業支援事業、就業相談、助言の実施、企業の意識啓発等がある。養育費等支援事業では、弁護士による離婚前を含めた養育費確保のための法律相談などを実施している。

一般市・福祉事務所設置自治体は、母子家庭等就業・自立支援センターの事業の支援メニューの中から地域の実情に応じ、適切な支援メニューを選択し実施できることとなっている。

4ページ。「母子・父子自立支援プログラム策定事業」は、児童扶養手当等の受給者の自立・就業支援のために活用すべき自立支援プログラムを策定し、母子家庭等就業・自立支援センターやハローワークと連携して、プログラムに基づいた支援を実施するものである。具体的には個別に面接を実施して、本人の生活状況、就業への意欲等について状況把握を行い、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせたプログラムを策定する。このプログラムに沿って支援状況をフォローするとともに、プログラム策定により自立した後も生活状況や再支援の必要性を確認するアフターケアを実施するものである。

すくすくサポート・プロジェクトでKPIを設定しており、平成31年度までにプログラムの策定件数を1万件とすることとしている。なお、平成26年度の策定件数は7,104件となっている。

5ページ。「自立支援教育訓練給付金」は、ひとり親が教育訓練講座を受講し、修了した場合に、その経費の一部を支給するものである。主体的な能力開発の取組を支援し、ひとり親家庭の自立の促進を図り、対象となる講座の受講料については6割相当額を補助する。

6ページ。「高等職業訓練促進給付金」は、ひとり親家庭の親の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、この資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することによって、生活の負担軽減を図り、資格取得を容易にするものである。対象となる資格は、就職の際に有利になる資格であって、養成機関において1年以上のカリキュラムを修了することが必要とされているものについて、都道府県が地域の実情に応じて定めることとなってい

る。

すくすくサポート・プロジェクトでKPIを設定しており、この給付金を受給して資格を取得した者に占める就業者の割合を毎年度90%以上とすることとしている。なお、平成26年度の就業者の割合は79.1%となっている。

また、平成27年度からこの給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対して、入学準備金、就職準備金を貸し付ける「ひとり親家庭高等職業訓練促進貸付事業」を開始しているところである。

7ページ。「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」は、中退を含む高校を卒業していないひとり親家庭の親が、高校卒業程度の認定試験の合格を目指す場合において、民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の軽減を図るものである。よりよい条件での就職や転職に向けた可能性を広げて、正規雇用を中心とした就業につなげるため、平成27年度より開始している。なお、ひとり親家庭の子供の高校中退率等は高い水準にあり、ひとり親家庭の子供についても支援が必要であるということから、今年度4月からひとり親家庭の子供もこの支援事業の対象に追加している。

KPIを設定しており、平成31年度までに高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の利用者を年間5,000人とすることとしている。

8ページ。都道府県等が行う公共職業訓練において、離職中の方が再就職に必要な技能、知識を習得するため、民間教育訓練機関等を活用した委託訓練を実施している。この委託訓練のうち、就労経験のない、または就労経験の乏しい母子家庭の母、生活保護受給者等に対して、ビジネスマナーの講習など、就職のための準備講習と職業訓練をセットにした母子家庭の母等の職業的自立促進コースを実施し、就職支援促進を図っている。

9ページ。「トライアル雇用奨励金」は、職業経験、技能、知識の不足などから安定的な就職が困難な求職者に対して、正規雇用等の早期実現を図るため、これらの求職者を常用雇用へ移行することを目的として、最長3カ月試行して雇用する事業主に対して助成するものである。助成額は対象となる労働者1人当たり月額4万円だが、母子家庭の母等または父子家庭の父が対象である場合には、これを5万円としている。

10ページ。「特定求職者雇用開発助成金」については、障害者、高年齢者、母子家庭の母、児童扶養手当を受給している父子家庭の父など、就職が特に困難な方々の就職を促進するため、ハローワーク等の紹介によりこれらの方々を継続して雇用する事業主に対して助成するものである。対象労働者に支払われた賃金の一部に相当する額として6カ月ごとに助成金を支給しており、例えば、母子家庭の母等を雇い入れた場合は、最大で1年間60万円が支給されるという

ものである。

(鉄崎構成員)

ひとり親家庭は、仕事の内容は別にして常に80%以上の就職率はもともとある。また、非正規の割合が6割強という数字も逆に言えば変わっていない。だから、求人率がふえていると言いながら、内容としては今のところ母子家庭の経済的な状況はほとんど変わっていないというのが実情である。確かに求人率は増えている、求職のニーズも減っているが、これは人口の減少が大いに影響しているということが言えるのではないかと思う。

例えば、私どもの大阪府の母子連合会でも支援センターをやっているが、求職ニーズも求人人数もどちらも減っている。しかし、センターに来る求人はほとんどが非正規で、正規の求人は本当に小さなところで、条件としては非正規とほとんど変わらないというようなのである。センターに直接条件のいい求人が回るようにできないものか。条件の悪いところに求職人数も少ないということで、マッチする求人・求職がなかなかない。

それと、様々なひとり親の就業支援策を厚労省から出してもらっているが、これが大分前に出たきりなので、加えて企業に対して国から直接、ひとり親家庭の就労にもっと協力してほしいということをしてPRしていただきたいというのが本音である。

高等技能を習得するために新しく貸し付け給付ができて、それは非常にうれしいことなのだが、はっきり言ってあれは受けるには能力が要る。だれでもあれを受けられるわけではなく、本当に選ばれた人だけ。それを受けると確かに安定はするのだが、なかなかそういうわけにもいかない。

それと、個人のスキルアップは大事だが、それも明日からの生活が困るというような状況の人はスキルアップの期間をとるわけにもいかない。しかし、現実には母子家庭の母はそういう人がほとんどである。これから先、母子家庭の母が自立するということに対して、どういう施策をとるのか。思い切った底上げ施策まで図っていただくことが、子供の貧困に対する、保護者に対する就労支援ということになると思う。

(渡辺構成員)

本当にひとり親家庭の方たちは大変だと思っており、「ひとり親家庭高等学校卒業認定試験合格支援事業」に関して、若年のお母様方で妊娠・出産のために高校を中退してしまって高卒認定の資格がないので、その先に進めないという方が非常に多いなと感じている。私たちは、今、東京・四谷で高校中退者のための学習支援事業を東京都の教育庁さんと協力しながら始めたのだが、若年層

で高校を中退してしまった16～18歳のほかに、いろいろな役所などを回ってみると、母子家庭のお母さんで高卒資格を持っていない人がすごくたくさんいるので困っているというお話を伺っている。

この事業の内容を見ると、受講修了時とか合格時の給付金ということだが、実感としては、まず受講の費用が2割とか4割で、例えば上限15万円というところと40万円ぐらいの講座を想定したとする。まず、40万円の受講費を自分で先に払って、さらに交通費などもかかるとすると、先にそのお金を用意するのが難しい。結局、制度があっても、これを使い切れないということがあるのではないかと。ニーズは多いので、子供の学習支援のように、こういう方たちを対象にした無料学習支援みたいなものを作って高卒認定をとらせるようなことを事業としてやった方がいいのかなということも思っている。使い勝手の点で、制度と対象の方たちのニーズがあまり合っていないのではないかなと思う。

もう一つ思うのが、母子家庭の母に高卒資格を持っていない人が多いそもその原因として、高校のときに妊娠をしてしまって、何となく慣行で妊娠すると卒業できない、中退になってしまうということがある。そこが中退ではなくて妊娠・出産は休学で、その後何とか学校に戻れて高卒の資格が取ればその先に行ける。妊娠をしてしまった子たちを不道德だとばっさり切るのではなく、何か救済する仕組みをつくって、出産をした高校生が高卒の資格を取って卒業できるようにしたほうが先々はすごくいいと思う。高校を中退してから高卒の資格を取って、さらに看護師などの資格を取るとするのはすごく先が長いので、なかなかそこに行き着けない結果、パート労働をずっとやり続けて体を壊すというような悪循環に入っていく。そういう意味では若年の妊娠・出産に関しては、少し教育現場でも考えていただいて、何とか中退ではなく戻れる道、卒業資格が取れるような道を考えてみるのも必要ではないかと現場としては思っている。

(山野構成員)

9ページの「トライアル雇用奨励金」など、いろいろ考えてくださっているのはよくわかるのだが、これによく似たような形で、例えば、ひとり親家庭が就職した場合に、企業側にインセンティブを与えられるような、企業側を巻き込んだような施策にならないのかなと思ったのが一点。

もう一点は、現在、大阪府、大阪市、大阪府内13市町村まとめて包括協定を結んで、貧困の調査を大規模、20万件という形でやっており、まだ調査結果はオープンになっていないところだが、やはりひとり親や非正規ということが問題化している実態がすごく明らかに出ている。その問題の中に、収入をどうするかというのはもちろんだが、遅刻が多いとか、勉強できないとか、15分以内

しか親子で話をしていないとかいろいろなことが出ている。母子家庭の介護人派遣制度が厚労省の管轄であったが、どんどん縮小してきていて、そういった安心して働けるような、子供たちとの接触、家庭への支援みたいなことも就労支援とセットで何か手厚くできないかと思う。

（菅田構成員）

「保護者に対する就労の支援」について申しあげれば、子供の貧困対策ではひとり親家庭の親の就労支援が一番大事なところだと思っている。ひとり親家庭の自立支援策として、10年以上前からいろいろな施策を厚労省が実施しているところだが、効果的な部分があるものとそうでないものがあり、日本全国で600件くらいの利用実態では効果としてどうなのか疑問に感じる施策もある。

ひとり親家庭の親を採用したら企業に何かメリットがあるような仕組みを作ったらどうかという意見が先ほどあった。例えば、障害者雇用納付金制度などのように、ひとり親家庭の親を一定割合雇用しないと納付金を払わなければならないなどの施策が必要くらい逼迫しているのではないかと思う。

資料1の23ページで子供の大学等進学率は、ほぼ横ばいという説明があったが、私が非常に危惧しているのは、ひとり親家庭は横ばいではなくて下がっているということ。平成15年と比べても43.2%から41.6%に下がっている。本当に今、暮らしが非常に大変な中で子供を大学等に進学させるために苦勞しているのは、やはりひとり親家庭ではないかと思う。

（厚生労働省）

求人について、先ほど御説明させていただいた資料の6ページで、「高等職業訓練促進給付金」で支給内容を上限3年としているが、今年度に2年から3年に拡充している。また、対象資格の1年以上のカリキュラムとしている点は、これまで2年以上だったものを今年度から1年以上に拡大した。さらに利用が進むよう周知徹底をするなど今後も努力をしていきたいと考えている。

また、若年者の中退の関係として、7ページの「高校卒業程度認定試験合格支援事業」についても、支給金額について実情をふまえると足りていないという現状をしっかりと受け止めて、改善に向けて検討していきたい。

それから、雇用の関係で、企業にインセンティブを与えられないかというご指摘については、9ページで先ほど御紹介させていただいたとおり基本月額4万円のところ、母子家庭の母等については5万円ということで、加算をしている。この後御説明させていただく、「ひとり親家庭の生活状況に関する調査」でも実態は厳しい状況にある結果が出ているので、より使い勝手がいいような中身にしていきたいと考えている。

それから、縮小している事業もあるという御指摘もあったが、基本的にはひとり親家庭の支援事業については自治体の任意事業になっており、自治体で住民の方々が利用しやすいような事業を採択し、運用されるよう自治体の声を吸い上げて、次につなげていきたいと考えている。

(文部科学省)

高校中退について、厚生労働省で既に中退防止のために御紹介があったような事業に取り組んでいただいていることに加え、文部科学省としても中退防止ということで今までいろいろ取り組んできているところであるが、中退後の支援には配慮が足りなかったというのは御指摘のとおり。平成29年度の概算要求で、新規事業として、高校を中退された方が親身に学習相談が受けられて、なおかつ、学習支援の場が得られるようなモデル事業を要求させていただいている。そういったことを通じて全国の自治体で、ただ単に高卒資格が取れるということだけではなく、例えば、サポステなども連携してきちんと就労まで結びつけられるような仕組みができないかを、これから検討していきたいと考えている。

ひとり親家庭の生活状況に関する調査について

(厚生労働省)

平成27年度に厚生労働省が実施したひとり親家庭の生活状況に関する調査について、主要な調査項目の結果概要を説明させていただく。

まず、調査対象をひとり親とその子供に分けており、有効回答数は、ひとり親で1,346名、子供は839名である。ひとり親に関する調査としては、全国母子世帯等調査があるが、今回御紹介させていただく調査については、ひとり親の中でも特に厳しい状況にある児童扶養手当の受給者を対象としている点が異なっていることに留意が必要。

2ページ。親の回答者については、女性が約94%、平均年齢が約40歳となっている。

ひとり親になった理由として、離婚が一番多く9割近くとなっており、最終学歴は、高校卒業以下が約56%、専門学校卒を含む大学等卒業が約43%となっている。

3ページ。親から虐待経験があるのは約12%。元配偶者からのDVの経験があるのは約30%、このうち4分の3は子供の前でもDVが行われていたと回答している。

過去1年に家族が必要とする食料が買えなかった経験について、「よくあった」「ときどきあった」と回答した者を合わせると、ひとり親の約21%が経験し

ており、また、衣類を買えなかった経験はひとり親の約27%、おおむね4人に1人が経験している。いずれも全世帯よりも多い結果となっている。

4ページ。未払い・滞納の経験があることについて、全世帯と比較してひとり親については約3倍高い割合で経験しているというデータが出ている。

5ページ。医療アクセスについて、ひとり親の3人に1人以上が病院・診療所を受診できなかった経験を持っており、その理由として一番多いのが、時間がなかったというもので、約7割占める。

6ページ。現在の就労状況について、約9割が就労しているものの、正規雇用率は約35%と低い状況にあり、無職の方が約9%いる。

7ページ。働いていない理由として一番多いのが、健康上の理由で働くことができないというもので、約3割強が該当しているのが特徴的。

8ページ。頼れる人がいないと思うときとして一番多いのが、いざというときのお金の援助が必要なときで、経済的に不安定であるという結果が見てとれる。

9ページ。現在の健康状態だが、暮らしが苦しくなるほど悪くなるという傾向がある。

10ページ。家計支出について、ひとり親自らのためよりも子供のための支出を優先しているが、子供のための支出についても、学校外教育費で「十分支出できている」「ある程度支出できている」は合計で約44%。半分に満たない結果となっている。

11ページ。公的年金の保険料について、約3割が払っていないと回答しており、その多くは猶予・免除の手続きをしているという状況にある。また、就学援助について、約半数が受けているという状況。

12ページ。以下は子供の回答結果だが、男女比はおおむね半々、平均年齢が14.6歳。学校の在籍状況は、小学校約22%、中学校約33%、高校42%となっている。親以外で信頼できる大人として、親以外の家族が61%、学校の先生が約40%との結果となっている。

13ページ。学校の成績について、真ん中あたり以上と答えたのが61%。中学校に入ると、その割合が急に減るということが見てとれる。

14ページ。進路について、ひとり親世帯は大学進学を理想的な進路と考えている者が約4割、現実的な進路先として考える者が約3割となっている。後者について全世帯の5割強よりも低い結果となっている。

15ページ。現実的な進路先として回答した進路を挙げた理由は、自分が希望するとの答えが一番多いものの、家庭に経済的な余裕がないということを経験する子が約15%となっている。

16ページ。いわゆる孤食の状況だが、御飯を「毎日1人で食べる」「ときどき

1人で食べる」の合計が、朝食で約42%、夕食で27%という結果となっている。

集中して勉強するための場所がある子が約8割だが、自分の部屋が約55%、その他が学校、自分の部屋以外の部屋、図書館、塾などとなっている。

17ページ。学生のアルバイト状況だが、稼いだ収入の使い道として約3割が家にお金を入れているという状況にある。

18ページ。就業支援事業、右に で書かせていただいているが、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、母子・父子自立支援プログラム、これらを利用したひとり親121人について、受講前後の就労形態の変化を正社員、非正規雇用、無職の3段階に分けて分析したものである。

左の点線で囲った枠で分析する上での条件として、正社員から無職になった場合にはマイナス2点、正社員から非正規になった場合はマイナス1点、非正規から無職になった場合はマイナス1点、変化なしが0点。逆に、無職から非正規、非正規から正社員になった場合、それぞれプラス1点、無職から正社員になった場合プラス2点として計算し、平均すると、前後でプラス0.7点となっており、効果があることが読み取れる。

(末富構成員)

就学援助の受給状況について、児童扶養手当を受給していて就学援助を半分しか受けられていないというのは、かなり違和感がある。就学援助の受給率が下がっているとのことだったが、生活保護の基準額自体が切り下げられているので下がっているという可能性と、もう一つ、この調査を見て思うのが、ひとり親世帯は就学援助の存在を知らないか、手続きが難し過ぎてやっていないということがあるのではないか。本当に必要な方に必要な情報が届いていないのではないか。就学援助に限らず、必要な支援につなぐということが多分できていないのではないか。

(渡辺構成員)

子供の調査について、この調査結果だと、成績も真ん中あたり以上が6割と、結構いい状況にあるように見えるが、成績の悪いお子さんたち、余りやる気のない子たちはそもそもアンケートに答えない。最初の表を見ても、子供のほうは回収数は950あったけれども有効回答数は839しかなかったというように、きちんとアンケートに答えられないような、非常に状況の悪い子たちの実態は反映されていないのかなと思う。私たちもひとり親の学習支援をたくさんさせていただいているが、成績としては非常に悪い。通知票は1と2ばかりみたいな子も少なくなく、成績が下位のお子さんが多いという実態があることをお伝えできればと思う。

(山野構成員)

必要な人に情報が届いていないということは私も感じた。やはり先ほど話させていただいた連絡会のようにつないでいく仕組みを各市町村につくらないと情報を届けることは難しいと思う。それを国が明示してくださることが重要ではないか。

(鉄崎構成員)

周知するということについて、個人情報保護のために周知が行き届かないという現実があると思う。

それと医療費について、ここでは時間がないからとなっているが、時間がないということは結局お母さんがそれだけ働くばかりで子供を連れていく時間がないことを示している。今、自治体でひとり親家庭の医療助成はやっているが、国として全然乗り出していただけていない。自治体本位では、やっているところと全然やっていないところが生じる。それを公平に皆が受けられるような仕組みにするには、国が片手でも貸してやるよというような形で進め、全国に広まるのではないかと思う。母子家庭の収入は極端に言えば、生活保護以下で暮らしているところも結構あると思うので、健康を第一に考えていただきたいと思うのと同時に、低賃金で年金を払っていないと、子供が独立した後、保護者が年をとったときにどういう状態になるかということが非常に危惧される。

(木戸構成員)

現在働いていない理由として、先ほど健康上の理由で働くことができないのが高いということだった。資格がないもしくは高卒の資格がないということでは働けないという方を支援するための施策がかなり多かったかと思うが、健康上の理由で働きたくても働けない人が一定数いるということは、ぜひ考えていただきたいと思う。

その他（子供の未来応援国民運動について）

(内閣府)

子供の未来応援国民運動について、昨年10月に本格始動し、1年が経過したので、その報告をさせていただく。

資料4の1ページ。政府において、本日説明したものも含めて施策を拡充する一方、下の四角にもあるように、行政の支援情報がそもそもなかなか届かないといった状況があるということをお我々も認識している。そういった意味でも

国・自治体、民間企業団体、多様な関係者、国民の理解、そういった様々な主体をまきこんで国民運動として展開していくことが非常に重要であろうということで、この国民運動を展開している。

2ページは、昨年4月に発足して10月から本格始動したということ。3ページは、この1年間においてさまざまな取り組みをしてきたという内容である。

4ページは、国民運動の公式ホームページで支援情報に一元的にアクセスできるような仕組みを設けているほか、関係各位からの応援メッセージを掲載するといったことを行っている。

5ページは、この取組に対してさまざまな方から御協力いただいているということの紹介である。特に、ディック・ブルーナ氏のイラストを活用したポスターについては、さまざまなところで展開させていただいているところである。

6ページ。この国民運動の主要事業の1つになっているが、子供の未来応援基金という形で、民間企業、個人の方から寄付金を募り、草の根で活動いただいている民間団体を支援することに使わせていただいている。この1年間で7億1,000万円を超える寄付が集まっている。個人で4億円を御寄付いただいた方もおり、安倍総理から感謝状を手交させていただいた。

7ページ。お金による寄付だけではなく、古本による寄付など多様な寄付の方法を増やしているところである。

8～11ページは、企業からの主な協力事例である。

12ページ。子供の未来応援基金について、本年6～7月にかけて公募を行ったところ、全体で535件の支援申請があった。これを事務局と事業審査委員会で審査して、10月25日に86団体の支援を決定している。支援先には、学習支援を初めとする学びの支援をする事業、居場所の提供・相談支援、それから、衣食住などの生活支援などの事業を行なう団体が含まれている。また、児童養護施設の退所者を支援する事業等についても採択をしており、支援総額は約3億1,500万円となっている。なお、13ページは、その具体的な採択団体である。

14ページ。1年経過したことを受けて先日11月8日に、総理官邸において、安倍総理、加藤大臣に御出席いただき、「子供の未来応援国民運動一周年の集い」を開催した。この場において、安倍総理から学習支援の現場で支援活動を行っている若者に対して、子供たちへのメッセージを託したところ。このメッセージは、総理から、あなたは決してひとりではないと、助けてくれる人が必ずそばにいるということ、子供たちにぜひチャレンジをしていただきたいということと呼びかけるメッセージになっている。